○自動車等安全性能評価実施要領(平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号)(抄)自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示案 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

	(略)	 2 第三条 国土交通大臣は、 第三条 国土交通大臣は、 第三条 国土交通大臣は、 第四条 自動車の評価の対策 (自動車の評価の対策) (自動車の評価の対策) (自動車の評価の対策) 	-/
動車の左側面から○・ ・六五メートルの距離 にある鉛直面、当該自 試験自動車の後面から三	(略)	に伝 許家のに日をつも によに次 価と時、動有をの自関りよの のす点市車す超、動す	改 正 案
彦 害物の存在を確認で	(略)	より行うこととする。 「関する事項」 より行うこととする。 「した」の した した」の した した して した して した した して した して した して した して した して して した して した して した して して した して して した して して した して した して して した で して した で して した で して した で した して した で して した で して して した で して して した で して して した で して して した して して して した して した して して した して して した して して した して して して して した して して して して して して して して して して	*
(新設)	(略)	 2 (試験自動車定員十人以上のもの 第三条 国土交通大臣は、自動車ができる。 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 事項を確認する試験方法に、 3 事項を確認することによ 	
(新 設)	(略)	に よ よ よ よ よ よ た て も 自 ま で た し し し し し し し し し し し し し	現行
(新設)	(略)	より行うこととする。 「低の申出があった自動車についても選定する であった自動車であって 関する事項」 「低の市出があった自動車についても選定する もの、貨物の運送の用に供する自動車であって もので、 により試験を行った上で、同表の下欄に掲げ る事であって して販売されているも であった自動車についても選定する ものをする。 ただし により試験を行った上で、同表の下欄に掲げ の であった自動車であって	

この告示は、公布の日から施行する。 附 則

2	九	
(略)	予防安全性能	
	第十五号から第十七号	確認する試験 である円柱をいう。以 下同じ。)を後方視界 下同じ。)を後方視界 である円柱をいう。以
	「衝突被害軽減制動制御 で後方視界情報提供装 で後方視界情報提供装 で後方視界情報提供装 で後方視界情報提供装 で後方視界情報提供装	
2	+ +	
(略)	予防安全性能	
	の 第 十 五 号 及 び 第 十 五 号 及 び 第 十 五 号 及 び 第 十 五 号 及 び 第 十 五 号 及	
	標標でで、「「「「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」	